

法 学 号 外
平成 28 年 12 月 6 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

平成28年11月28日

各 都 道 府 縿 教 育 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 員 会 教 育 長
各 都 道 府 縍 教 育 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長

各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会教育長 殿

各 国 公 私 立 大 学 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 指 定 教 員 研 成 機 関 の 長
独 立 行 政 法 人 教 員 研 修 セ ン タ ー 理 事 長

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」
の送付について

平素より、大変お世話になっております。

別添のとおり、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」を送付いたします。

どうぞ御査収くださいますようお願いいたします。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

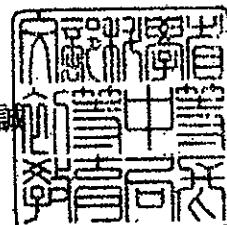
電話：03-5253-4111(内線：2456)

28文科初第1158号
平成28年11月28日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 育 長 殿
各 都 道 市 教 育 府 委 員 會 教 知 市 長 殿
各 指 定 道 市 教 育 府 委 員 會 教 知 市 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 府 委 員 會 教 知 市 長 殿
各 放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
独 立 行 政 法 人 教 員 研 修 セン ター 理 事 長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成28年11月28日法律第87号をもって公布されました。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する政省令の整備等については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

記

第一 改正の趣旨

改正法は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員

研修計画の策定を義務付けるとともに、10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり、必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教職員支援機構に改める等の措置を講ずるものである。

第二 改正の概要

(1) 教育公務員特例法の一部改正

1 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、2の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとすること。（第22条の2関係）

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参照し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ4の協議会において協議するものとすること。（第22条の3関係）

3 教員研修計画

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとすること。（第22条の4関係）

4 協議会

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成するものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとすること。（第22条の5関係）

5 中堅教諭等資質向上研修

10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとすること。（第24条関係）

(2) 教育職員免許法の一部改正関係

1 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとすること。（第4条第6項関係）

2 独立行政法人教職員支援機構への事務の移管

文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務（以下「認定等事務」という。）を、独立行政法人教員研修センターが改組され、新たに機能強化が図られることとなる独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとすること。（第9条の3、第16条の2及び別表第3備考関係）

3 中等教育学校の教員の免許状に関する経過措置の改正

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるのこととすること。（新法附則第16項関係）

4 免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合

普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとすること。（別表第1、別表第2、別表第2の2及び別表第4関係）

（3）独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

独立行政法人教員研修センターの名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに（2）の2の認定等事務を追加すること。（第2条、第3条及び第10条関係）

（4）施行期日等

1 この法律は、平成29年4月1日から施行するものとすること。ただし、外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設及び中等教育学校の教員の免許状に関する経過措置の改正に係る改正規定については公布日から、独立行政法人教職員支援機構への事務の移管に係る改正規定については平成30年4月1日から、免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合に係る改正規定については平成31年4月1日から施行するものとすること。（改正法附則第1条）

2 文部科学大臣は、この法律の施行の日前においても、指針を定めることができるものとすること。（改正法附則第2条）

3 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（改正法附則第3条から第12条まで及び改正法附則第16条関係）

4 その他関係法律について所要の改正等を行うこと。（改正法附則第13条から第15条まで関係）

第三 留意事項

（1）教育公務員特例法の一部改正

1 教育公務員特例法施行令等について

教育公務員特例法の一部改正に係る留意事項については、今後、教育公務員特例法関係政省令の整備等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針については、教育委員会等、学校教育関係者の意見も踏まえつつ、今年度中に指針を策定する予定であること。

(2) 教育職員免許法の一部改正関係

1 教育職員免許法施行規則等について

教育職員免許法の一部改正に係る留意事項については、今後、教育職員免許法関係省令の一部改正等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

2 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校における外国語の特別免許状の授与に当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとすること。

各都道府県においては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」(平成26年6月19日付け26初教職第6号教職員課長通知)を踏まえ、域内の市町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を行うよう努めること。

(3) 独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正に係る留意事項については、今後、独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法関係政省令の整備等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条の二」に改める。

第二十一条第二項中「教育公務員」の下に「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）」を加える。

第二十二条の次に次の四条を加える。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならぬ。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指标（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言

を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二 任命権者実施研修の体系に関する事項

三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四 研修を奨励するための方途に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に關係する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十三条第一項中「政令で指定する」を「臨時に任用された者その他の政令で定める」に、「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

第二十四条の見出しを「（中堅教諭等資質向上研修）」に改め、同条第一項中「公立の小学校等の教諭等」の下に「（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に」を削り、「教諭等としての資質」を「公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質」に、「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第二項中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の三を第二十五条の二とする。

附則第六条中「第二十五条の二及び第二十五条の三」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改め、同

条を附則第七条とする。

附則第五条（見出しを含む。）中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の」及び「（以下「指定都市」という。）」を削り、「政令で指定する」を「臨時に任用された者その他の政令で定める」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例）

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

（教育職員免許法の一部改正）

第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項各号中「外国語に」を「各外国語に」に改め、同条第六項第一号中「及び体育」を「、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）」に改める。

第九条の三第四項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

第十六条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

第十六条の三第四項中「別表第一備考第五号イ」を「別表第一備考第一号の二及び第五号イ」に改める。
附則第五項の表備考第一号中「第十八項」を「第十七項」に改める。

附則第九項の表備考第一号中「別表第一備考第一号」の下に「及び第一号の二」を、「別表第三備考第

六号」の下に「及び第十一号」を加える。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

附則第十七項中「における教科」及び「教授又は実習を担任する」「主幹教諭」の下に「（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）」を加え、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十八項の表」を「附則第十七項の表」に改め、同項の表備考第一号中「別表第一備考第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「及び別表第三備考第六号」を「並びに別表第二備考第六号及び第十一号」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十九項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第二十項を附則第十九項とする。

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
する科目	する科目	にに関する科目

別表第一中

二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	四	八	八	四	六	六
三三	三三	二一	三一	三一	三一	四一	四一	二七	三五	三五
一六	四〇	四	八	三三	二一	一〇	三四	一〇	三四	三四

卷

に改め、同表備考第一号の次に次の一号を加える。

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聽かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

別表第一備考第五号口中「もので、」の下に「文部科学省令で定めるところにより」を、「教科」の下に「及び教職」を加え、同表備考第六号中「教職に関する科目」を「教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）」に改め、同表備考第七号及び第八号中「各単位数をそれぞれ」を「単位数を」に改め、同表備考第九号を削る。

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得すること

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得すること

別表第二中

とを必要とする最低単位数

卷

する科目	養護に 関	とを必 要とす る最 低単 位数
する科目	教職に 関	
に 関する科 目	養護又は教職	

る科目の最低単位数

L

	二四	一二	四	二八	二八
	一四	一〇	八	三一	三一
	四			七	三一

を

五六 八〇

に改め、

同表備考第二号中「養護又は教職に関する科目の」及び「当該科目の」を削り、同表備考第四号中「各単位数をそれぞれ」を「単位数を」に改める。

大学において修得することを必要

- 11 -

別表第二の二中

とする最低単位数	栄養に係る教育又は教職に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
	科目	科目	科目

を

大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数

四	一八	一八	四
二	一八	一八	二四
一二			

を

四六	二二	二二	四六
一四			

に改める。

別表第三備考に次の一号を加える。

十一 文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする（別表第四から別表第八までの場合においても同様とする。）。

大学において修得することを必要とする最低単位数

大学において修得することを必要とする最低単位数

別表第四中

教科に する科目	教職に する科目	教科又は教職 に関する科目
		する教科及び教職に関する科目の最 低単位数

に、

二〇	二〇	八	二四
一〇	三		
二〇	四		

を

				五二
				二八
				一三
		四八		
	二四			

に改め、

同表備考第二号中「教科又は教職に関する科目の単位」を「単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数について」に改め、同表備考第三号中「科目の」を削り、「各単位数をそれぞれ」を「単位数を」に改める。

(独立行政法人教員研修センター法の一部改正)

第三条 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に、「センター」を「機構」に、「対する研修等」を「対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援」に、「その資質」を「これらの者の資質」に改める。

第三条の二から第六条までの規定、第七条第一項及び第九条中「センター」を「機構」に改める。

第十条中「センター」を「機構」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「学校教育関係職員」を「前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。

第十条第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。

第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条中「センター」を「機構」に改める。

（独立行政法人教職員支援機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人教職員支援機構法の一部を次のように改正する。

第十条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項の規定による認定及び同法別表第三備考第六号の規定による認定（同法別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るものと含む。）に関する事務を行うこと。

六 教育職員免許法第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を行うこと。
附則に次の二条を加える。

（業務の特例）

第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十八項の表備考第一号において準用する同法別表

第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第九条第一項」とする。

第五条 独立行政法人教職員支援機構法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項第一号中「第十八項の表備考第一号」を「第十七項の表備考第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定（同項を附則第六項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十六条の規定 公

布の日

二 第二条の規定（教育職員免許法第九条の三の改正規定（同条中第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法附則第九項の表備考第一号の改正規定（「別表第三備考第六号」の下に「及び第十一号」を加える部分に限る。）、同法附則第十八項の表備考第一号の改正規定（「及び別表第三備考第六号」を「並びに別表第三備考第六号及び第十一号」に改める部分に限る。）及び同法別表第三備考の改正規定に限る。）及び第四条の規定並びに附則第七条から第十一条までの規定 平成三十年四月一日

三 第二条の規定（前二号に掲げる改正規定及び教育職員免許法第九条の三第四項の改正規定を除く。）

及び第五条の規定並びに附則第五条、第六条及び第十五条の規定 平成三十一年四月一日

（教育公務員特例法の一部改正に伴う準備行為）

第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の教育公務員特例法（第三項において「新教特法」という。）第二十二条の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する指針（以下この条において「指針」という。）を定めること

ができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた指針は、施行日において新教特法第二十二条の二第一項及び第二項の規定により定められた指針とみなす。

(教育職員免許法の一部改正に伴う準備行為)

第三条 文部科学大臣は、第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新免許法」という。）別表第一備考第一号（新免許法附則第九項の表備考第一号及び第十七項の表備考第一号において準用する場合を含む。）の文部科学省令（新免許法別表第二から別表第八までに係るものと含む。）を定めようとするときは、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、新免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

第四条 新免許法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定（新免許法別表第二及び別表第二の二に係るものと含む。）、新免許法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定、新免許法第五条第一項の規定による養護教諭養成機関の指定及び新免許法別表第二の二備考第二号の規定による教員養成機関

の指定並びにこれらに關し必要な手續（前条に規定するものを除く。）その他の行為は、新免許法の規定の例により、第三号施行日前においても行うことができる。この場合において、当該認定及び指定は、第三号施行日にその効力を生ずるものとする。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に大学又は第二条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらを卒業するまでは、新免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第三号施行日前に大学又は旧免許法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許

法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの（前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。）は、新免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

（独立行政法人教職員支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において現に文部科学省の部局で政令で定めるものの職員である者は、文部科学大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日において、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の職員となるものとする。

第八条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第

八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員

等となるため退職したこととみなす。

第九条 附則第七条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家

公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするとときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 第二号施行日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第七条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、第二号施行日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第七条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち第二号施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第十条 附則第七条の規定により機構の職員となつた者であつて、第二号施行日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、第二号施行日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、第二号施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法

第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第二号施行日の前日の属する月の翌月から始める。

第十一条 第二号施行日の前日において現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第七条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、第二号施行

日において、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。

この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、第二号施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、第二号施行日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第

五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中

独立行政法人教員研修センター 独立行政法人教員研修センター法

(平成十二年法律第八十八号)

を「独立行政法人教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構

法(平成十二年法律第八十八号)

に改める。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)別表第二

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九条中「第四十五条」を「第四十五条並びに」に改め、「第二十一条第二項」の下に「、第二十二条の四」を加え、「、第二十五条及び第二十五条の二」を「及び第二十五条」に改める。

第六十一条第一項中「この項」の下に「及び附則第二十八条」を加え、「次項」を「以下の条及び附則第二十八条」に改め、同条第二項中「第四十五条、」を「第四十五条並びに」に改め、「第二十一条第二項」の下に「、第二十二条の三から第二十二条の五まで」を加え、「、第二十四条第一項及び第二十五条」を「及び第二十四条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 中核市が設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「第二十二条の四」とあるのは、「第二十二条の三から第二十二条の五まで」とする。

附則第二十六条（見出しを含む。）中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改める。

附則第二十七条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附則中第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

（市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例）

第二十八条 市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る教育公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する協議会に関する事務は、当分の間、第六十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する第五十九条の規定にかかるらず、当該市町村の教育委員会が行うことを要しない。この

場合において、当該教育委員会は、同法第二十二条の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同法第二十二条の五第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する

都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「新法」を「教育職員免許法」に、「附則第十二項ただし書」を「附則第十一項ただし書」に、「附則第十八項後段」を「附則第十七項後段」に改める。

(政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教職員支援機構に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



教育公務員特例法等の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

- 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第一条関係） 1
- 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（第二条関係） 9
- 独立行政法人教職員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（第三条関係） 29
- 独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第四条関係） 34
- 独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第五条関係） 36
- 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十三条関係） 37
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（附則第十三条関係） 38
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（附則第十四条関係） 39
- 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）（附則第十五条関係） 42

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
		目次		
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）			
第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒	第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒			
第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条—第十条）	第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条—第十条）			
第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条—第十四条）	第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条—第十四条）			
第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条）	第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条）			
第三章 服務（第十七条—第二十条）	第三章 服務（第十七条—第二十条）			
第四章 研修（第二十一条—第二十五条の二）	第四章 研修（第二十一条—第二十五条の二）			
第五章 大学院修学休業（第二十六条—第二十八条）	第五章 大学院修学休業（第二十六条—第二十八条）			
第六章 職員団体（第二十九条）	第六章 職員団体（第二十九条）			
第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条—第三十五条）	第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条—第三十五条）			
(研修)	(研修)	目次		
第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。	第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。	第一章 総則（第一条・第二条）		
2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時に任用された者その他政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。	2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。	第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒		

を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るために際し配慮すべき事項

- 3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

(新設)

- 3| 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを
を変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4| 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指
標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。
- (教員研修計画)
- 第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏
まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に
実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）
を定めるものとする。
- 2| 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとす
る。
- 一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二
十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下
この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方
針
- (新設)
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文
部科学省令で定める事項
- 3| 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、
又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの

とする。

(協議会)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2| 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3| 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4| 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に

(新設)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対し、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に

又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 (略)

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対し、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

(削る)

(研修計画の体系的な樹立)

必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 (略)

(十年経験者研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとし

て樹立されなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るため必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

257 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。

この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

257 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(新設)

人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

い。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間

、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間

、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
(種類)	(種類)	(種類)
第四条 (略)	第四条 (略)	第四条 (略)
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。	5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。	5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいづれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教	一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教	一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教
二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教	二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教	二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教
6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。	6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。	6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他）の各外国语に分ける。）

二・三 （略）

（免許状更新講習）

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものと含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適當と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。

一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育

二・三 （略）

（免許状更新講習）

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものと含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適當と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

（新設）

6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日

の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（中学校等の教員の特例）

第十六条の三（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日

の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

（新設）

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（中学校等の教員の特例）

第十六条の三（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

附 則

1～4（略）

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の

第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三）については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
				（略）

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第九項及び第十七項の表の場合においても同様とする。）

二・三 （略）

6～8 （略）

9 （略）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
			（略）

備考

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
				（略）

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第九項及び第十八項の表の場合においても同様とする。）

二・三 （略）

6～8 （略）

9 （略）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
			（略）

第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三）については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。」とする。

一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び

第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

10 (略)

(削る)

11・12 (略)

13 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定

一 別表第一備考第一号並びに別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

10 (略)

11 別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

12・13 (略)

- 14 -

こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

14・15 (略)

16 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかるわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第二欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十七項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十七項の表」とする。

こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

15・16 (略)

17 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかるわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

備考

(略)

一 別表第一備考第一号及び別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

18児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに對して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で

備考

(略)

一 別表第一備考第一号及び別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

二 (略)

19児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに對して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で

定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

19 (略)

別表第一（第五条、第五条の二関係）

幼稚園 教諭		免許状の種類	所要資格		第一欄	第二欄	第三欄
一種免許状	専修免許状		基礎資格	教科及び教職に関する科目			
と。	修士の学位を有すること。			大学において修得することを必要とする最低単位数			
五一	七五						

20 (略)

別表第一（第五条、第五条の二関係）

幼稚園 教諭		免許状の種類	所要資格		第一欄	第二欄	第三欄
一種免許状	専修免許状		基礎資格	教科			
と。	修士の学位を有すること。			大学において修得することを必要とする最低単位数			
六	六						
三五	三五						
一〇	三四						

定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

		中学校 教諭			小学校 教諭	
専修免許状	二種免許状	一 種免許状	專修免許状	二種免許状	一 種免許状	専修免許状
修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。
三五	五九	八三	三七	五九	八三	三一

		中学校 教諭			小学校 教諭	
専修免許状	二種免許状	一 種免許状	専修免許状	二種免許状	一 種免許状	専修免許状
修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。
一〇	一〇	一〇	四	八	八	四
三	三	三	三一	四一	四一	二七
四	八	三	二	一〇	三四	

備考					高等学 校教諭
	二種免許状	一種免許状	特別支 援学校 教諭	一種免許状	
	二種免許状 の普通免許状を有する こと。	学士の学位を有すること。 と及び小学校、中学校 、高等学校又は幼稚園 の教諭の普通免許状を 有すること。	修士の学位を有すること。 と及び小学校、中学校 、高等学校又は幼稚園 の教諭の普通免許状を 有すること。	学士の学位を有すること。 と。	と。
	一六	二六	五〇	五九	八三

備考					高等学 校教諭
	二種免許状	一種免許状	特別支 援学校 教諭	一種免許状	
	二種免許状 の普通免許状を有する こと。	学士の学位を有すること。 と及び小学校、中学校 、高等学校又は幼稚園 の教諭の普通免許状を 有すること。	修士の学位を有すること。 と及び小学校、中学校 、高等学校又は幼稚園 の教諭の普通免許状を 有すること。	学士の学位を有すること。 と。	と。
	一六	二六	五〇	一一〇	一一〇
				一一一	一一一
				一六	四〇

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定め

る（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。

二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては

、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聽かなければならぬ（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。

二、四 （略）

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならぬ（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮詢して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定め

る（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。

（新設）

二、四 （略）

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならぬ（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮詢して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。」又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一
種免許状を除く。）に係る第三

欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻

科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

九

中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等

学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

に大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

別表第二（第五条関係）

養		免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
	専修免許状					
イ 学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数
五六	八〇					

別表第二（第五条関係）

養		免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
	専修免許状					
イ 学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数
二八	二八	科目	するに 關する科 目	養護	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数
二九	二一	科目	するに 關する科 目	教職		
七	三一	る科	に關す る科	は教職		

教 護 論

一
種
免
許
状

口 保健師助産師看護師法第七条第

一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。

八 保健師助産師看護師法第七条第

三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。

三

二

四二

二
種
免
許
状

イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。

口 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。

八 保健師助産師看護師法第五十一
条第一項の規定に該当すること又

教 護 論

一
種
免
許
状

口 保健師助産師看護師法第七条第

一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。

八 保健師助産師看護師法第七条第

三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。

三

二

四二

二
種
免
許
状

イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。

口 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。

八 保健師助産師看護師法第五十一
条第一項の規定に該当すること又

四

八

二

一〇

四

は同条第三項の規定により免許を受けていること。

備考

一 (略)

二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三 (略)

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の一（第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格		

は同条第三項の規定により免許を受けていること。

備考

一 (略)

二 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三 (略)

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から一種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第一の一（第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格		

論 教 養 実		免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする教職に関する科目の最低単位数
許状	専修免許状			
一種免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。			四六

論 教 養 実		免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする教職に関する科目の最低単位数
許状	専修免許状			
一種免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。			四
二二	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。			十八
一八				二四

二種免 許状	短期大学士の学位を有すること及び 栄養士法第二条第一項の規定により 栄養士の免許を受けていること。
一四	

二種免 許状	短期大学士の学位を有すること及び 栄養士法第二条第一項の規定により 栄養士の免許を受けていること。
三	
二二	
二一	

第一欄	第二欄	第三欄
（略）		

別表第三（第六条関係）

備考

一〇十（略）

十一 文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする（別表第四から別表第八までの場合においても同様とする。）。

別表第四（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
（略）		

別表第三（第六条関係）

備考

一〇十（略）

（新設）

中学校 教諭			免許状の種類 についての 他の教科 についての 免許状の種類	受けよ うとする 他の教科 についての 免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
状 二種免許 又は二種免許状	状 一種免許	状 専修免許				有することを必要とする 第一欄に掲げる教員の一 以上の教科についての免 許状の種類	大学において修得すること を必要とする教科及び教職 に関する科目の最低単位数	有することを必要とする 第一欄に掲げる教員の一 以上の教科についての免 許状の種類
一三	二八	五二						

中学校 教諭			免許状の種類 についての 他の教科 についての 免許状の種類	受けよ うとする 他の教科 についての 免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
状 二種免許 又は二種免許状	状 一種免許	状 専修免許				有することを必要とする 第一欄に掲げる教員の一 以上の教科についての免 許状の種類	大学において修得すること を必要とする最低単位数	有することを必要とする 第一欄に掲げる教員の一 以上の教科についての免 許状の種類
一〇	二〇	二〇						
三	八	八						
		二十四						

専修免許状		専修免許状
高等学 校教諭	一 種 免 許 状	専修免許状又は一種免許 状
		四八
	二四	

備考

一 (略)

二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から
それぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位
数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻
科の課程において修得するものとする。

三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、短期大
学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課
程において修得することができる。この場合において、その単位数
から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引い
た単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するも
のとする。

四・五 (略)

専修免許状		専修免許状
高等学 校教諭	一 種 免 許 状	専修免許状又は一種免許 状
		二〇
	四	二四

備考

一 (略)

二 専修免許状に係る第三欄に定める教科又は教職に関する科目の単
位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程
において修得するものとする。

三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める科目の単位数は、
短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するも
のの課程において修得することができる。この場合において、その
単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める科目の各單
位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の
課程において修得するものとする。

四・五 (略)

現行案	改正案	改正案
独立行政法人教員研修センター法	独立行政法人教職員支援機構法	独立行政法人教員研修センター法
第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人教職員支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	第一条 この法律は、独立行政法人教員研修センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	第一条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教職員支援機構とする。
(名称)	(名称)	(名称)
第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとする。	第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとする。	第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとする。
(機構の目的)	(セントーの目的)	(セントーの目的)
第三条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援を行	第三条 独立行政法人教員研修センター（以下「セントー」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。	第三条 独立行政法人教員研修センター（以下「セントー」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。

うことにより、これらの者の資質の向上を図ることを目的とする。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第一条第一項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(中期目標管理法人)

第三条の二 センターは、通則法第一条第一項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2・3 (略)

(役員及び職員の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めたところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2・3 (略)

(役員及び職員の地位)

第九条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。

(業務の範囲)

第十一条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。

(新設)

二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

(積立金の処分)

第十一條 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雜則

(主務大臣等)

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第十一條 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雜則

(主務大臣等)

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五章 則則

第五章 則則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした

機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした

センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第九条の三第一項の規定による認定及び同法別表第三備考第六号の規定による認定（同法別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るものと含む。）に関する事務を行うこと。

行

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。

（新設）

六 教育職員免許法第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（新設）

（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

附 則

(業務の特例)

第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次の業務を行ふ。

- 1 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十八項の表備考第一号において準用する同法別表第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。
- 2 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 1 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十三条第一号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第九条第一項」とする。

(新設)

附 則

○独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十七項の表備考第一号において準用する同法別表第二備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第九条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十八項の表備考第一号において準用する同法別表第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 案	現 行
		別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）	独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）
(略)	(略)	(略)	(略)

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
名称	名称
独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）
（略）	（略）

別表第一（第二百二十四条の三関係）	別表第二（第二百二十四条の三関係）
名称	名称
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）
（略）	（略）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十一号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（中核市に関する特例）	（中核市に関する特例）
第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。	第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。
（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）	（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）
第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十八条において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。）の置くものを除く。（以下この条及び附則第二十八条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあっては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。	第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。）の置くものを除く。（以下この項において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあっては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。
2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の三から第二十二条の五	2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及

まで、第二十三条第一項及び第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

（新設）

3 中核市の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「第二十二条の四」とあるのは、「第二十二条の三から第二十二条の五まで」とする。

附 則

（中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）

第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例）

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例）

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例）

（新設）

び第二十五条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する協議会に関する事務は、当分の間、第六十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する第五十九条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行うことを要しない。この場合において、当該教育委員会は、同法第二十二条の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同法第二十二条の五第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聞くよう努めるものとする。

(政令への委任)

第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

附 則

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定、附則第十一條の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）

） 第九条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、教育職員免許法第五条第二項、第六条第四項、第七条

第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条

附 則

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定、附則第十一條の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。） 第九条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項

九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項

の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第一項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十項ただし書並びに附則第十七項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免定は、旧免許状所持者には適用しない。

2
10
(略)

、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2
10
(略)